１８歳でおとなになる君たちへ

**～トラブル回避のための参考書～学習用ワークシート**

年　　組　　番 氏名

**（１）契約の基礎編**

**１．契約についての説明を、下記語群から選んで書きましょう。**

契約　承諾　法的な義務が生じる　申し込み　権利と義務　本当に必要な

　　　　 契約とは【　　　　　　　　　　　　　　　　　　】約束。

　　　 契約を結ぼうとする当事者間の自由な意思によって行われる。

　　　 契約は、【　　　　　　　　 　】と【　　　　　　 　　】の意思表示の　　合致によって成立する。

　　　 契約が成立すると、双方に【　　　　　　　　　　　　　】が発生する。

　　　 契約をするときには【　　　　　　　　　　　　　　　　】ものか慎重に検討する。

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ１　３日前、デパートでTシャツを買ったが、似たようなTシャツを持っていたから返品したい。Tシャツとレシートを持参すれば返品でき、お金も返金される。 |  |
| Ｑ２　契約は口約束だけで成立する。 |  |
| Ｑ３　２０万円で腕時計を購入した。この契約は取り消すことができる。　　 （未成年者の場合） |  |

**２．Ｑ１からＱ３までの質問に〇または×で答えましょう。**

**３．契約書はなぜ必要でしょうか。契約書の役割を考えましょう**

**（２）マルチ商法編**

**１．マルチ商法の特徴を、下記語群から選んで書きましょう。**

SNS　組織　ネットワークビジネス　紹介　多重債務　もうけ話

マルチ商法は、【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】とも呼ばれる。

マルチ商法は、人を【　　　　　　　　　】することで【　　　　　　　　】が拡大していくのが特徴である。

友人や【　　　　　　　　　】 で知り合った人などから、実態がよくわからない【　　　　　　　　　】を勧誘されトラブルに遭う。　　借金をしてしまうと、返済できなくなり【　　　　　　　　　　　　】に陥るおそれもある。

**２．マルチ商法・ネットワークビジネスの問題点を考えましょう。**

**３．あなたがネットワークビジネス、マルチ商法に誘われたならどうしますか？**

**（３）賃貸借トラブル編**

**１．賃貸借トラブルの特徴を、下記語群から選んで書きましょう。**

賃貸住宅契約　　含まれる　　含まれない　　敷金　礼金　保証金　すべき　されない

入居時に【　　　　　　　　　　　　　　　　】に基づき家主に預け入れる【　　　　　　　　　　】や【　　　　　　　　　　】は、退去後に

滞納家賃や原状回復費用を差し引き、残額を借主に返還【　　　　　　　　　　】ものと考えられている。

通常使用での壁紙の色の変化などの自然な劣化は、賃料に【　　　　　　　　　　　　　】。

**２．賃貸住宅退去後、次の入居者のために専門業者による全体のハウスクリーニングを行う理由で費用を請求  
　　された。あなたらどのように対応しますか？**

**（４）自立した消費者としての行動**

**１．消費者トラブルに遭わないためにどうしたら良いでしょう？**

**２．消費者トラブルに遭ったときどのように対処しますか？**

**※参考　成年年齢引下げによる年齢要件の変更**

**１８歳からできること　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０歳のままかわらないこと**

・飲酒、喫煙

・競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブル

・中型自動車免許等の取得

・用紙をとること

・国民年金保険料の納付義務　　　　　　　　　　　　　など

・親の同意なしでの契約

（クレジットカードを作る、ローンを組む、携帯電話の契約、ひとり暮らしの部屋を借りることなど）

・10年間有効なパスポートの取得

・公認会計士や司法書士などの国家資格取得

・結婚（男女とも18歳に統一）

・性同一性障害の人の性別変更の申し立て

・外国人の帰化（日本国籍の取得）　　　　　　　　　など

（出所：くらしの豆知識２０２１）

**賃貸人・賃借人の修繕分担表**

|  |  |
| --- | --- |
| 賃貸人の負担となるもの | 賃借人の負担となるもの |
| 【床（畳・フローリング・カーペットなど）】 | |
| 1．畳の裏返し、表替え（特に破損していないが、次の入居者確保のために行うもの）  2．フローリングのワックスがけ  3．家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡  4．畳の変色、フローリングの色落ち（日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの） | 1．カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ（こぼした後の手入れ不足等の場合）  2．冷蔵庫下のサビ跡（サビを放置し、床に汚損等の損害を与えた場合）  3．引越作業等で生じた引っかきキズ  4．フローリングの色落ち（賃借人の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの） |
| 【壁、天井（クロスなど）】 | |
| 1．テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ）  2．壁に貼ったポスターや絵画の跡  3．壁等の画鋲、ピン等の穴（下地ボードの張替えは不要な程度のもの）  4．エアコン（賃借人所有）設置による壁のビス穴、跡  5．クロスの変色（日照などの自然現象によるもの） | 1．賃借人が日常の清掃を怠ったための台所の油汚れ（使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している場合）  2．賃借人が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ（賃貸人に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合）  3．クーラーから水漏れし、賃借人が放置したため壁が腐食  4．タバコ等のヤニ・臭い（喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合）  5．壁等のくぎ穴、ネジ穴（重量物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のもの）  6．賃借人が天井に直接つけた照明器具の跡  7．落書き等の故意による毀損 |
| 【建具等、襖、柱等】 | |
| 1．網戸の張替え（破損はしていないが、次の入居者確保のために行うもの）  2．地震で破損したガラス  3．網入りガラスの亀裂（構造により自然に発生したもの） | 1．飼育ペットによる柱等のキズ・臭い（ペットによる柱、クロス等にキズが付いたり、臭いが付着している場合）  2. 落書き等の故意による毀損 |
| 【設備、その他】 | |
| 1．専門業者による全体のハウスクリーニング（賃借人が通常の清掃を実施している場合）  2．エアコンの内部洗浄（喫煙等の臭いなどが付着していない場合）  3．消毒（台所・トイレ）  4．浴槽、風呂釜等の取替え（破損等はしていないが、次の入居者確保のために行うもの）  5．鍵の取替え（破損、鍵紛失のない場合）  6．設備機器の故障、使用不能（機器の寿命によるもの） | 1．ガスコンロ置き場、換気扇等の油汚れ、すす（賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合）  2．風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等（賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合）  3．日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備の毀損  4.　鍵の紛失または破損による取替え  5．戸建賃貸住宅の庭に生い茂った雑草 |

**（出典：平成３０年３月版「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」別表３（契約書に添付する原状回復の**

**条件に関する様式）**